

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3289号)

令和7年12月18日

横 情 審 答 申 第 3289号

令 和 7 年 12月 18 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月21日栄生支第658号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)③ 令和6年5月13日ごろC/W特定職員が受取をした特定個人からの両親への手紙について、封筒の状況、封筒を誰が保管しているかと、同封筒のコピー (2)⑤ 特定個人に関する精神科治療の状況の説明と開示」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)③ 令和6年5月13日ごろC/W特定職員が受取をした特定個人からの両親への手紙について、封筒の状況、封筒を誰が保管しているかと、同封筒のコピー (2)⑤ 特定個人に関する精神科治療の状況の説明と開示」の保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年7月24日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項に定める開示請求権を有するとは認められないため不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者以外の他者の情報であり、開示請求者自身の情報ではないことから、開示請求の対象とならず、開示請求権を有するとは認められないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部を開示するよう求める。
- (2) 経緯の説明が全くなされておらず、状況に対する理解が栄区役所全体で不十分である。
- (3) 審査請求人の子の所在を行政機関の誰も把握していない。親元にも帰ってきていない。子の申告に嘘の部分も大変多く、問題が多発しているため、情報の公開は現在の問題の解決、将来の子の人生設計において非常に重要である。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

(2) 本件保有個人情報について

本件開示請求書の記載から、特定職員が受取りをしたとされる特定個人からの封筒及び特定個人に係る医療機関からの意見書であると解される。

(3) 開示請求権について

ア 法第76条第1項では、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。この開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報は、開示請求の対象とはならない。

イ 審査請求人は、特定職員が受取りをしたとされる特定個人からの封筒及び特定個人に係る医療機関からの意見書の開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。

したがって、審査請求人は、開示請求権を有することは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 21 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 9 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 16 日 (第320回第三部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 20 日 (第321回第三部会)	・審議